



令和6年3月22日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿

文教厚生常任委員会
委員長 松田 昌 邦



委員会審査報告書

第530回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	付託年月日	件名	審査の結果
令和5年 陳情第3号	令和5年12月12日	「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情	原案可決

令和6年3月22日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿

読谷村議会文教厚生常任委員会
委員長 松田 昌邦



委員会審査報告書

本陳情は第530回議会定例会（令和5年12月議会）において、陳情がなされ本委員会において閉会中の継続審査を行った。

陳情案件は、「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情である。

令和6年1月17日委員出席のもと本陳情に対する陳情者の要旨説明及び委員からの質疑応答を行い、令和6年2月7日には本村教育委員会との意見交換を経て委員による自由討議を行った。

陳情内容は教員が日々の業務に追われ、児童生徒や保護者へ向き合うゆとりがなく、多忙からくる心身の疲弊による病気休職者の高止まり。教員の給与体系は近年変化が見えるものの長く変わらない実態がある事から今後、勤務実態に応じた処遇改善が優れた教員確保の為にも必要である。

現在の義務教育費国庫負担制度は2006年以降の三位一体改革により従来の負担割合「2分の1」から「3分の1」に引き下げられた事により、教育水準の維持向上を図る人材確保が各地方自治体の財政状況により左右される現状がある。打開に向けて国に対し早急なる負担割合の復元を求める事が教育の地域格差を起こさせない事につながるとの陳情趣旨であった。

また、本村教育委員会との意見交換を行い、まず教員の給与は県負担であり村負担は生じていない。学校運営等に係る給与等の村負担によるものとして、例えば図書館司書、用務員等がある。

職員配置については、年度中途については近年厳しい状況も生じている。

本陳情は2月19日委員間討議を行い表決の結果、全会一致で採択すべき事と決した。